

第20回 ふじみ衛生組合地元協議会 議事録（要旨）

- 1 開催日時 平成24年3月29日（木）18時30分から20時22分
- 2 開催場所 新ごみ処理施設現場事務所 大会議室
- 3 委員出欠 出席 25人（欠席者4人）
出席委員 石坂卓也（副会長）、伊地山和茂、大谷一江、小林又市、小林義明（会長）、小松日出雄、小松増美、佐々木善信、嶋田一夫、鈴木和夫、馬部昭二、牧野隆男、増田雅則、町田宇平、水野浩、野納敏展、山添登、山本益雄、和田純男、浜三昭（副会長）、内藤和男、澤田忍、荻原正樹、佐藤昌一、高畑智一
- 4 出席者
事務局 田中實、深井恭、奥山尚、飯泉研、和田良英、飯高秀男
J F Eエンジニアリング株式会社 大村嘉則
パシフィックコンサルタンツ株式会社 宇田川学
- 5 傍聴者 2人

【議事次第】

- 1 開会
- 2 報告事項
第18回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨について
第19回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨について
- 3 協議事項
ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書（たたき台）について
- 4 その他
(1) その他報告
・新ごみ処理施設建設工事進捗状況について
(2) 次回日程
- 5 閉会

【配付資料】

議事次第

【資料1】 第18回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨

【資料2】 第19回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨

【資料3】 ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書の課題

【資料4】 ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書

【会議録】

18時30分 開会

1 開会

事務局 : 【配付資料の確認】

【委員の交代について】 三鷹市山中親交会 森文子委員から石丸和弘委員に交代した旨紹介。

2 報告事項

第18回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨について

第19回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨について

会 長 : 事前に確認されていると思いますが、何かございますか。

O 委員 : 1点だけ。JFEエンジニアリング株式会社とパシフィックコンサルタ
ンツ株式会社がいらっしゃっているので、出席者のお名前を記載したほう
がよろしいのではないのでしょうか。

会 長 : 出席者のところのですね。第18回も第19回もそうになっていますね。

O 委員 : 前回はいいですから、今後お願いします。

会 長 : 今後ですね。わかりました。

b 副会長 : では、そのようにさせていただきます。

会 長 : それでは、事務局のほうで公開手続きをお願いいたします。

3 協議事項

ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書（たたき台）について

会 長 : 今日は、第3章に入るのですが、その前に第2章の課題の整理について
事務局がまとめた案についてご意見をいただきたいと思います。

G 委員 : 資料の3「ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書

の課題」、A4の横書きのものでございます。前回第19回地元協議会において出された課題ということで整理をさせていただいております。

第1章、第3条の3、皆様のご意見としては広域支援の組織市以外のごみ及びその他のごみを明らかにすべきであるということです。それから、女川の問題は同意するが、これらの問題は同意条項を盛り込むべきであるというご意見をいただきました。それに対しまして、事務局の対応の方向性といましては、総括的な課題点の協議で考え方を示すということで、今後、6月から総括的な課題点の協議に入るわけですけれども、その段階におきまして考え方を示したいというふうに考えているところでございます。

続きまして、第2章第6条でございます。第2条の2に法令、関係法令、規則、本協定を遵守するものとするとなっているので、第6条の自主規制値の遵守とダブっている。第12条に自主規制値を超えた場合の措置があるので、第6条は必要ないのではないかとご意見でございました。これにつきましては、第6条は削除する方向で検討いたしますということです。

続きまして、第7条、別表第2の振動・騒音は、工事中常時測定しているので、そういう機器があるなら、稼働後も常時測定すべきというご意見でございました。振動・騒音の測定方法については、今後検討してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、同じく第7条、別表3の最大着地濃度出現地点付近での測定方法は、今後検討していくとしているが、常時測定が前提か明確にすべきであるというご意見でございました。これにつきましては、常時測定の必要性は専門家の意見を聞いて検討していきますということで回答させていただきます。

次、第7条、8条というところで、測定結果の評価はどうするのかというご質問でございました。これは、監視の視点とされますので、本日第3章を協議するわけですけれども、第3章の中であわせて検討したいというふうに考えております。

同じく、7条、8条のところで、委員による「焼却施設における生成物質及び空間の放射線量に関する規制（提案）」を席上配付していただいたところでございます。席上に配付された資料につきましては、参考とさせて

いただいて、今後、方向性を示したいというふうに考えているところでございます。

続きまして、第9条、交通事故のことがあるので、第14条の損害賠償で「施設の稼働に起因して」を「施設のあらゆる問題に起因して」と変えたらどうかというご意見でございました。これにつきましては、損害賠償が第14条に書いてございますので、第14条のところで今後検討していきたいと考えております。

A 委員 : 今、説明いただいた協定書の課題、表現、表記の問題で意見があります。私の発言はそのとおり女川の問題は同意するという発言をしていますけれども、これは協定書の課題なのであって、例えば広域支援、相互支援、今まで議論になっているのはいずれにも該当しない問題なのです、女川の問題は。組織市以外のごみについて、私は、こういう問題が出てくるので、それは私は協議より重く、協議会の同意がなければ受け入れられないという趣旨の条項をつくるべきだというふうに言って、例えの問題として女川の問題を申し上げたわけです。女川の問題を受け入れるかどうかの協議を求められたことはないわけで、していませんよね。

G 委員 : していません。

A 委員 : 私はその報告を聞いたので、例示として述べたことであって、この協定書の文案に関係ない問題なのですね。女川の問題は削除しておいていただきたいと思います

b 副会長 : 「女川の問題は同意するが」というところを削除ということですね。

A 委員 : 組織市以外のごみの受け入れについて、それはどういうふうにするのかは、皆さんのほうが後で方向を示されると言っていますから、示されたときにまた意見を述べますけれども、ここの文章の中でここは削除しておいていただきたい。

G 委員 : 組織市以外のごみを受け入れる場合は同意条項を盛り込むというご意見でよろしいですね。

A 委員 : そうです。

B 委員 : 7条関係で振動・騒音と、工事中はそうでしょうが、その前提になるところで、この協定書は、どういうものが対象になるのですかとお尋ねしたときに、新焼却場もそうだし、不燃施設も対象に入っているのですよと。これは、E委員の発言だったと思うのですが、振動・騒音、それと

臭気については常時測定しているのだから、常時測定している数値は入れるべきである。この臭気がぬけているのではないかと私は思うんですけども、第7条関係で振動・騒音だけではない、この中に臭気も入っているはずですよ。この協定の対象は、旧も新も両方ですよという前提があるわけですよ。すると、当然臭気も持つ。連続的にデータがあるのだから、それを載せたらいかがですかというのはE委員のご意見、これは臭気が抜けているんです。

G 委員 : 前回の議事録を読ませていただきましたが、前回の発言者の方は臭気という話は、ここの部分では、言っていないので、本日新たにB委員からそういったご提案があったということで追加させていただきます。

B 委員 : 要するに、両方対象ということですね。

G 委員 : そうです。不燃施設も対象だということです。

F 委員 : 第1章のところで、同じ問題としているところでも、広域と相互支援のところの定義があいまいだというところが私はひっかかっているものですからしつこく聞くのですけれども、2月と3月では、このまとめの紙を見ますと、2月の件も含めて、3月、前回のときには話題が沸騰したような気がしているのですけれども、この3月の19回のまとめによると、ここだけが何か議論されたように書かれているのですが、何か、前回、18回のときの課題の1枚の紙にまとまっている1章の2条、3条のところ、この3月のところでこういうふうにとまとまってしまうと、2月の分はもうなくなってしまうのかなというふうにも取れるのですけれども、それはないですね。

b 副会長 : それはありません。毎回課題が加えられていくという形になります。

B 委員 : 前回の議事録の中でいろいろ問題、これからCO₂もそうですけれども、いろいろ議論の中で、事務局から問題点はこういうことがあります、ああいうことがありますと提案、きょうの会議に出しますと言うんですけども、これから出るんですか、それとももう出ないのですか、それをお聞きしたい。

G 委員 : この対応の方向性のところで総括的な課題点の協議で考え方を示すというのは6月ですが、ただ、前回のお話の中で、例えば新施設出口のところにエアカーテンをつけるのだけれども、その面積は幾らかとかのご質問をいただいていると思います。それについては本日ご回答したいと思ってい

ます。

B 委員 : 要するにいろいろな問題、例えば具体的に言えばいろいろな質問があるわけです。前は灰ピットのところに、真ん中に大きな隔壁があるわけですが、あそこにメンテナンスのためにトラックが入るようなものができているんです。質問状を出してあるんです。それに対しての回答もないし、やりますとかやらないとか、問題の提起は私が指摘してありますから、それに対する回答も何もない。それが1点。これは22年の7月30、31日に質問しているんです。そのときに、あそこを見ればわかりますけれども、3枚扉ができています。真ん中は要らないのではないかと。具体的に申し上げれば、あれはごみピットのときはバックで入れますと、ごみピットの真ん中の扉。だから、あれは本来閉めるべきじゃないか。ないはずなんです。ところが、22年7月30、31日の説明のときにあれが出てきたんです、こういうような真ん中の扉をつけますと。ふじみに文書を出してありますからね、これはどうなのですかと。それが出てない。どうしてあれが必要なのか。それが1点。

b 副会長 : 今のご質問は、この協定書の課題ということではなくて、建物に対するご質問、ご意見という形だと思いますので、そういうことで受けとめます。それについては、今協定書の課題の中での内容ではないと思いますので、それはご意見として今承りまして、建物の中の構造の問題だと思いますので、個別にまた回答をさせていただきます。

B 委員 : まず問題点を事務局からそういうふうに、次回の会議でやるんですか、それとも何回目かそういう提案を出しますと、こういうふうに何かあったら出してくださいということを提案しますとなっているのですよ、前の議事録。要するに、問題点をこれからどうするんですかと。いろいろ質問は出しているから、次回にそういうものを提案していただきたいと言っているはずですよ。それはこれからやるんですか、やらないんですか。やらないならやらないでいいですよ。

b 副会長 : 現在、この協定書の内容について承っておりますので、今の内容ですと、建物の構造のお話だというふうに受けとめましたので、それにつきましては、別途構造等の関係がございまして、お話をB委員のほうからお聞きしまして、それに対してこちらでわかる限りで当然お話をさせていただきますと思います。この地元協議会の今の流れの中では、別件という形にな

ろうかと思しますので、ご了解いただきたいと思ひます。

会 長 : 協定書の課題についてはもうよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

会 長 : それでは、第3章に入らせていただきます。第3章の説明を事務局、お願いします。

事務局 : 資料4、めくっていただいて2ページ目になります。2ページ目、第3章、監視体制でございます。2ページ目の一番下、第3章、第10条から第14条までが第3章ということになります。

まず第10条、専門組織という部分でございます。乙は地域住民の健康被害の防止及び施設の運転の監視を行うため、専門組織を設置するという部分でございます。これについての専門組織を設置するという部分でございます。これについての専門組織を設置するという部分でございます。その次のページの第2項のところに、前項の専門組織ということで、例えばということで、これは全体的なスキームということになるかと思ひますけれども、学識者だとか地元協議会代表だとか、行政職員、事業者等で組織するという部分でございます。この中からその専門組織にふさわしい人で構成していくのかなということ、例えばということで書いてございますので、これにとらわれずに議論をしていただきたいと思ひます。

それから、「の構成及び所掌事項については別に定める」ということで、別に定めるということは、この専門組織を要綱等で別に定めるというような意味合いでございます。

次に、第11条、施設への立ち入りでございます。甲は施設内への立ち入りを乙に求めることができる。ただし、乙が施設の稼働及び安全対策上支障がないと認めるときとするということでございます。安全上支障がなければ施設内への立ち入りを求めることができるということでございます。

次に、第12条、自主規制値を超えた場合の措置ということで、これは前回、委員さんのほうから意見がございまして、先ほども課題の整理のほうでも出ましたが、今は自主規制値を超えた場合の措置ということで、ここに3項並べてございます。

まず1項でございますが、乙は可燃施設の稼働において、別表1に掲げる自主規制値を超えた場合には、直ちにその原因となる系統の焼却炉等の

運転を停止し、必要な措置を講ずるものとするということでございまして、2炉あるわけですが、2炉あるうちの、超えたほうの炉をとめるということで、2炉運転していれば1炉はとまるということになります。

それから、2項でございしますが、乙は、前項の原因及び講ずる措置について、第10条第1項に定める組織に報告し、安全の確認を行うものとするということで、10条の専門組織、こういうことが起きた場合は、専門組織のほうでその報告をし、安全の確認はそちらのほうで行うということでございまして、運転の監視という先ほどの部分のほうが動くわけでございしますが、そちらのほうで確認を行う。その安全が確認されてから、第3項は、乙は安全の確認後、運転を再開するものとするということでございます。

それから、第13条の苦情処理でございしますが、乙は、施設の稼働に際し、地域住民から苦情があった場合には、速やかに確認及び原因究明を行い対処するものとするということでございます。

そして、第2項のほうで、乙は、前項の対応について、第10条第1項に定める組織に速やかに報告するものとする。苦情処理、苦情があった場合に、そういうような内容について報告するというところでございます。

それから、損害賠償、第14条のほうでございしますが、乙は施設の稼働に起因し、乙の責に帰すべき事由により地域住民に被害を及ぼした場合は、誠意を持ってその補償を行うものとするということでございます。損害賠償の部分でございしますね。これは第10条でそういうような方向性が示された場合、原因がこの施設の稼働に起因しということになった場合にはということでございます。

- B 委員 : 第13条第1項ですね。住民から苦情があった場合、速やかに確認及び原因究明を行い、何を対処するのですか。必要な措置を行い、その原因に対する除去等の対処を行うと、何を行うのだからわからないじゃないですか。具体的に言いましょうか。苦情があったら、それを速やかに確認及びその原因究明を行い、必要な措置及び作業等を行い、その事案に対して対処を行います。はっきり何をするのか、対処しているいろいろあると思うのですよ。口だけで済む場合もあるし、それでは困るので、原因に対する対策なり、予防が必要なら予防をやるし、火災が起こりそうだったら火災の原因を除去する、そういう作業を行うということをはっきり明文化してもらいたい。

b 副会長 : 今のご意見は、第13条に対する課題点という形でまとめさせていただいて、課題点に対する対応というところで、次回示させていただきたいと思います。

B 委員 : 条文を提示していただきたい。

A 委員 : 2点ほど質問と要望になります。その前に、第2章のところへ戻らしていただき、念のため、言わせてください。

放射能問題、参考としますとなっているのです。参考としますだから、参考にしていただけるのかなと思っています。要望は、IAEAとか、各国のいろんな基準が多分あるのではないかと思います。ダイオキシンや焼却のために発生する物質については自主規制値を設けています。放射能問題は私も詳しくはわからないのですけれども、きょう横浜で8,000ベクレルを超えるものが出て騒ぎになっていますが、どこで出るかわからないという心配も含めていろんな国の基準を教えてくださいのと、要望は、それを超える自主規制値をやっぱり設けるべきだ。そのほうが住民はいろいろ安心するから、そういう要望を持っています。参考とするというふうになっていますけれども、新たに出されるときに、要望について回答というか、答えをいただきたい。戻ったところはそれだけです。

それから、監視体制のところなのですが、さっき説明を受けまして、おおよそわからないのではないのですが、別に定めるでは、今、別に定めるものがないわけです。協定書の中に盛り込むのはなじまないということで、別に定めるとしたのかもしれませんが、私らの関心は、問題が起きたときに、この専門委員会がさまざまな判断をするわけですよ。行政を疑うわけではないのですけれども、原子力村に見られるように、御用学者みたいな人がいっぱいいるわけで、だれを据えるかという問題は非常に重要だと私は思っているのです。政府の行政委員の場合などでも、対立する側の同意という問題が法律上盛り込まれている行政委員もいるわけで、この特別に設置する専門組織の場合も、私は地元協議会の同意というのは前提になると思っています。前提にしてもらわないと困る。別に定めるときに、それらのことをきっちり盛り込んでもらいたいというふうに考えているのが1つ目。

2つ目ですが、さしたる問題はないように思うのですけれども、気になるのは第11条、立ち入り問題なのですが、乙が施設の稼働及び安全対策

上支障がないと認めるときと書かれているのですが、甲が何か暴力的なさまざまなことを想定されているのだったら心外だなと思い、この文章は我々のほうとしては、ちょっといら立つのです。そこまで書かなくてもいいのではないかという気がしています。これは意見というか、できればないほうがいいのではないかなという気もあるので、表現をちょっと研究してもらいたい。

最後14条なのですが、この乙の責めに帰すべき事由というやつは、実は私は大変問題があると。つい二、三週間前ぐらいだったと思うのですが、水俣病で、亡くなって35年もたって水俣病に認定されたという事例が新聞で報道されました。それほど争わなかったら認められないという公害問題というのは、実はいっぱいあるのです。立証責任というのはだれか、被害者がやらなければならないのかという問題。しかし、それ以外はないのだというふうにおっしゃられるのかもしれませんが、被害を受けた住民に立証責任を負わせるというのは酷だというふうに思っているのですが、しかし、施設側とすれば、何に起因するのかという問題は多分あるのかもしれませんが、施設の稼働に起因し、乙の責めに帰すべき事由を削除すると、起因し、地域住民に被害を及ぼした場合、誠意を持って補償するとあいまいにしておくというのは、一つの考え方としてあり得るのかなという気もしていますので、これは皆さんのいろんな意見を、他の委員の意見もお伺いしたいと思っておりますが、私はこの辺について非常に関心が強い。ここについてはそうした趣旨のことを検討していただきたいというふうに思っています。

b 副会長 : 今貴重なご意見をいただきましたので、これもまた課題としてきちんと整理させていただいて、それに対して事務局の対応の方向性という形で示させていただきたいと思っております。

D 委員 : 第10条の、乙は地域住民の健康被害の防止及び施設の運転の監視を行うため、専門組織を設置するということが書かれておりますが、これについては、私から提案したいことがございますので、ちょっと資料を用いて説明させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

会 長 : お願いします。

D 委員 : お配りする前に1点だけ、第12条の2項ですけれども、「乙は前項の原因及び講ずる措置について」とあって「報告し、安全の確認を行う」、つま

り、安全の確認を行う主語が乙になっていますね。事務局で、先ほどこの専門組織の意見に従うと言われたと私は受け取ったのですが、文面と事務局が言われたことと違うのではないかと。この文面どおり素直に理解すれば、乙は専門組織に報告するだけで、安全の確認は自ら行うということになりますよね。最終的に乙が安全の確認を行うにしても、専門組織がどういう関与をするのか、極めて重要だと思うので、十分文章を練っていただきたいと思います。

第10条、地域住民の健康被害の防止について一委員として提案させていただきます。

まず一番に前提になることですが、健康被害に関する有害物質の規制には限界があるということをお願いしたい。既に因果関係の明白な健康被害については、その原因物質の規制を設けることはできます。しかし、当然のことですが、未知の物質については規制はできません。しかし、未知の物質による新たな健康被害が起こらないという保証はないです。先ほど水俣病の例も出ましたが、まさにそういうことが現実にも起こり得るわけです。

簡単に例で申しますと、協定書の別表第1には6種類の化学物質の規制が書かれています。これはこれで非常に重要なことで、やらないといけませんが、これが守られたから我々の安全が保証される、健康が保証されるのかというと、そうはいきません。というのは、世の中には何万もの有害物質があって、それぞれに規制するということはもう不可能でございます。したがって、有害物質を規制するだけでは限界があるし、我々の安全が保たれるわけではないということがまずあります。

一体どうしたらいいのかということですが、II番目に入りますが、万が一そういう健康被害が発生した場合の対応というのは、杉並病の教訓と書かせてもらいましたが、杉並病でとられた対応が非常に我々の教訓となり、参考になるということをお願いしたいと思います。

健康被害が起こらないのが一番いいのですが、そういううまく方法はないので、不幸にして万が一発生した場合どうするかという対応の提案でございます。杉並病の経過を振り返りますと、平成8年の4月に東京都の清掃局杉並中継所で、プラスチックの中間処理施設なのですが、そこで起こった施設周辺住民の健康被害、悪臭による気分不快とか目やのどの痛み、めまいなど、そういうもののでんまつがこの対応に大変参考になります。

そこで、Ⅲ番に入ります。杉並病に対する杉並区の対応ですが、平成8年5月、発生1カ月後には公園内の農薬とか下水、自動車の排気ガスなどの採集をし、分析をしました。つまり、原因物質の探索を始めました。このやり方は多くの公害で必ず行われるのですが、極めて時間がかかる方法であります。果たして、杉並区でもそうでありまして、2年以上経過しても、なかなか原因はつかめておりません。

そこで、平成10年11月、事が起こって2年半たった後、健康調査委員会というのを杉並区が発足させました。これが添付資料参照とありますので、ちょっと次のページを開いていただけますでしょうか。これは杉並区から出た報告書の一部の抜粋でございますが、資料2ですけれども、タイトルは「井草森公園周辺環境問題に係る健康調査委員会設置要綱」という要綱でございます。先ほど要綱をつくるという話もありましたが、その要綱でございます。

これを説明するのは時間もかかりますので、ポイントだけ申しますと、真ん中辺にあります第3条でございます。第3条、組織ですけれども、調査委員会は、区長が委嘱し、または任命する次の各号に掲げる者をもって構成する。会長は助役、委員が学識経験者、杉並区医師会、東京都衛生局以下、要するに専門家集団であります。

それで、具体的に名前を見たいと思いますので、このお配りした資料の最後をごらんいただけますでしょうか。これが実際の委員の名簿でございます。会長が助役、それから委員としまして、大学の先生、それからお役所の研究官、医師会の方、さらにそれに準ずる行政の方々というようなことがありまして、要するに専門家と行政の方々が集まったこういう健康委員会をつくったということでございます。

最初のページに戻っていただきます。この健康調査委員会が半年ほどかかりまして、疫学調査を開始いたしました。これは東京大学で開発されたものだそうですが、詳しいことは私も専門家ではないのでよくわかりませんが、THI方式ということで、発生した井草の地域のほかに3カ所、計4カ所を選びまして、3,200名の方々からアンケートをとりまして、病状の調査をいたしました。そして、驚くべきことに、4カ月後には、健康被害と杉並中継所との間には一定の相関ありという結論を出しました。4カ月後です。健康調査委員会が発足してから10カ月です。

一方、公害等調整委員会等で裁定も行われておりましたので、その結果が平成14年6月、発病してから6年かかって、犯人は中継所であるという上と同じ結論が公害等調整委員会で得られました。

このてんまつは、実はこの『杉並病公害』という本があるのですが、ここに詳しく書かれておまして、この本を読みますと、患者が大変な苦勞をされております。1つは、病気、今言った3つほどの病気に苦しみながら、この公害等調整委員会の場に出まして証言をしないといけない。病気を押して出る。家に戻りますと、被害者は限られた方々ですので、周りから、まあ風評被害といいますか、地価が下がったりするので、いじめに遭うという三重苦になるわけです。患者にはそういう苦しみがありました。

私は、疫学調査はわずか10カ月で終わり、裁判等に持ち込むと6年かかるというこの時間を問題にしたいと思うのです。こういう問題はなるべく早くやらないと、ほんとうに病気にかかった人は苦しむ。万が一とは思いますが、私なんかこういう目に遭いたくないし、我々の仲間もこういう目に遭わせたくない、こういうことがあります。

そういうことで、我々は一体どうしたらいいかというのが、最後のIV番に書いた提案でございます。健康被害への対応について提案。①添付資料と、つまり、要綱ですね、同じ趣旨の要綱を協定書発行時に整備しておく。起こってからでは遅いので、もう起こる前から、もし万が一のことがあれば、こういうシステムを発動させるというふうに置いておく。疫学調査を主体とする健康調査システムを整備しておいてもらう。そのためには、当然のことですが、保健所、医師会、大学病院等の専門家による調査チームを発足させるという意味で根回しをしておいていただくということでございます。これがまず1つの提案でございます。

2つ目は、②周辺住民の年1～2回の健康診断を行う。あくまでも希望者のみでございます。これは何のためにやるかといいますと、問題がなければおそらくだれも来ません。それはそれで結構なことだと思います。健康被害が万一起これば、おそらくみんな大変だ、大変だと来るだろう。つまり、アンテナの役をしてくれる。その段階で、医師団の調査チームが活動を開始したらいいのではないかと、こういうことでございます。施設周辺住民の健康診断というのは、耳なれないかもしれませんが、武蔵野市ではずっと前からやっております。そういうことで、行政の皆さんにも違和感

はないと私は思っております。

以上が提案なのですが、最後に、杉並病の教訓で非常に気をつけたいと思いますことは、実は、平成11年9月に健康被害と杉並中継所との間に一定の相関があると結論づけました。にもかかわらず、ほんとうに結審するのは3年後の公害等調整委員会の裁定が出てからであります。つまり、杉並区は、みずから出した結論に対して3年間は動かなかったわけです。

もちろんいろんな事情があったのだと思いますが、私が特に強調したいのは、こういうシステムをつくった以上、お互いにその結果には従うという合意形成をしておくことです。これがないと、何のためにやったかわかりません。だから、我々にとっても不利な結論になるかもしれないけれども、それは従おうと。そのかわり、あなた方にもし不利な結論が出ても、それは従ってくださいという合意形成がないと、こういうシステムが実際は活動しません。そういうことも含みまして、この10条の前半の部分、健康被害に関する提案をさせていただきますので、ぜひご検討いただきたいと思っております。

b 副会長 : 今、D委員から貴重な提案をいただきましたので、これはまさに第10条の専門組織の部分についての提案でございます。過去の実例等も載せられて、今提案をいただきました。第10条の中で参考とさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

I 委員 : 運転の監視を行うということなのですが、これはこの処理場の問題だけではなく、これにかかわる交通の問題とか、そういうことも含めてと考えていいのでしょうか。

G 委員 : 交通の問題が出ました。ちょっと難しいところは、収集業務というのは、三鷹市、調布市が委託している点です。例えば三鷹市内、調布市内で収集車両による交通事故があった場合に、これをふじみの問題にするのか、それとも三鷹市、調布市の問題となるのかというところの整理をしないといけないと思っております。三鷹市、調布市とその辺の調整をさせていただいて、それで、この条文はあくまでも今回はふじみ衛生組合のごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書ですので、ふじみの問題として、三者が一致すれば、この中に入れたいと思っておりますし、もし、三鷹市、調布市個別の問題だということになれば、三鷹市、調布市でほかに何か手だてができないかということで検討させていただきたいと思っております。

- I 委員 : ここを動かすために、この周辺で交通渋滞がおきたり、そういうようなことも一応今と同じ考えでいくのでしょうか。
- G 委員 : 交通渋滞につきましては、ここに焼却場が新しくできたために起こることでしたら、それはふじみのほうで当然対応いたします。以前お配りした資料の別表の4というのがついているのですけれども、こちらに交通安全対策というのが書いてありまして、施設に搬出入する車両に対し、交通安全及び搬出入の経路の遵守について指導しますということと、車両は構内の制限速度及び構内の標識に従い交通安全に努めるということ、それから、車両はふじみ衛生組合の周辺の道路で、駐車や空ぶかしなど交通環境の悪化につながる行為を行わないということが書いてありますので、少なくともこの範囲については、今回の協定書の内容となっております。
- I 委員 : そういう指導を行うとか、そういうことをした上での問題が起きたときはどう対処するのですか。
- G 委員 : もしそれで収集車両の伴う渋滞が発生した場合には、現在想定しているBゲート、東八道から50%、そして東側から30%、西側から20%という比率も含めて、もう一度検討いたしますというふうにこの前お話しさせていただいたとおりでございますので、実際に運用を開始して、交通渋滞が発生するようでしたら、発生しないようなルートを再考したいというふうに考えているところでございます。
- B 委員 : 第11条ですが、施設内には、要するに乙が認めないと入れないんですね。施設内ってこれは当然、敷地内も含めているんでしょう。建屋内とか、そういう区別がありませんので、これは私に言わせれば、乙の防衛策だと思うんですよ、入らせないんですから。認めないと言われたら我々は入れない。だから、こういう表現は、協定書の文章として至極まずいのではないですか、これは防衛策ですよ。

例えば、大型11トン車が入ってはいけないところから入ってきたら、私たちはとめにいって、何でそんなところに入るのと言ったときに、あなた、敷地に来ては困りますよ、認めないから帰れと言われたら、私たちは入れないじゃないですか。だから、だめですよ、削ってくださいよ。A委員が言うように「敷地内の立ち入りを乙に求めることができる」はいいですよ。ただし、施設の稼働、安全対策はわかりますよ。危ないから入らないでくれって、それはわかるけど、稼働と云ったら、すべてトラックが入

るのも、人が歩くのも全部邪魔に決まっていますよね。だめですよと言われると、私たちは入ることができない。そんな協定書なんてあり得ないですよ。削ってください。

b 副会長 : 今、お2人の方からこの第11条のただし書きを削ったらどうかという意見ということで、受けとめましたので、次回、それに対する対応策という形で方向性を出させていただきます。

B 委員 : 第18回議事録の28ページに、いろいろな形でこちらからも、つまり、ふじみのほうから提案させていただきたいと思っております。今回提案してくれるんじゃないですかというさっきの質問だったんですよ。28ページの上から1段目、事務長が答えていますから、これはどうするつもりですか、お答えください。

G 委員 : 第18回の協議会でお話ししたのは、協定書案に対していただいたご意見については、次回に方向性を出させていただきますということで、課題点を整理するというのがまさに今のお話だと思いますので、今日いただいたご意見について課題点を整理したものを、原則次の会議でお示しをすることを考えております。今回は、そのような形でやらせていただいておりますので、ご了解いただければと思います。

B 委員 : そういうものを出せというのも、きょうそちらが言わなければいけないんだね、ここは、そういうことじゃないんですか。まさに本文の中に入っている部分のところで出すんですね。

b 副会長 : これを、次の会議にお示しをしますということを行っているところです。

F 委員 : この予定でいくと、多分5月と6月に総括的な議論になるスケジュールだろうと思うのですがけれども、今言われたのもわかるような気がするんです。つまり、議事録で書いてありますとおりに、発言どおりにこれは書かれているので、うそはないと思うのですがけれども、提案させていただきますというような表現でとどまっているわけですね。いつ提案するの、それは5月か6月か、最後の協議会のときに提案しますよというふうに、これはそのときの会話になってないんだけど、今までの流れからいけば、当然今回の会議に、質問したほうは何か方向性を出してくれるのかなと思って質問しているんだけど、会議の内容、結論からいけば、5月、6月じゃないと、これは出てこないんですね。

だけど、課題表のやつは全部見ると、皆さん見てください、検討します

とか、参考にしますとかということが書かれているだけの結論なのですね。だから、議事録が今回2回分出てきましたけれども、今後は前回の分が次回のときに多分出てくるように、そういうふうに変更するんだらうと思うのですけれども、やっぱり議論しましたという話はあるんだけれども、じゃ、それはどっちの方向に引っ張っていくんですかというところがないから、毎回聞いていて、同じことを繰り返しているような気がするんですね。ちょっと行っては大きく戻ってきて、また前に進むみたいな、そういうことがあるので、私は、あと2回の会議で、全部これだけの基本的な内容が双方で同意が得られるのかな、合意が得られるのかなということをもものすごく心配しています。ちょっと後ろに荷物を置き過ぎているんじゃないかなという気がしますし、事務局側のほうがこれだけのことを全部後ろに詰めていくというのは、ほんとうに責任を持ってちゃんとまとめられますか。その上で、僕らも同意できるんだらうか。

いろいろ細かな質問で、先ほどの条文のたたき台のところのやつでもいろんな意見が出ましたけれども、例えば先ほどの11条の安全対策上支障がないこと云々という条文のつくり方、それから、先ほども話が出ましたけれども、13条のところ、対処するというような表現を試みたりとか、12条のところの安全確認をした後の再開ですね、12条の3項、乙が確認するんだけれども、そのときのこうですよということの同意をとるような具体的なことが書いてない。各条項に対して、今まで一方向だけの意見になったり、こういうふうにやりたいという内容になってしまっているというふうにとられるということは、地元協議会の会議の進め方にとって私は不幸なことだと思うのです。

せっかくこれだけの委員の人たちが集まって、建設的な意見、先ほどのD委員のようにいろいろ調べられて、非常に参考になる、方向性を示している提案だろーと思しますので、もっと徹底した情報開示と、住民側委員のほうもそれに対していろんな意見を出して、方向性が決まったら、住民側は多少不満であったとしても、それは全員の協議の中で決まったことだから、全体方向性を出すためにそれは必要だろーということで同意をしていると、そういう真摯な対応をしていかないと、これは結局、疑い始めたら切りがないし、もっと情報開示もきちっとしてほしいし、それと、真摯な対応でいろんな建設的な意見を積み上げていかないと私は時間のむだに

なっていくような気がする。

ですから、私がこだわっているのは、第1条の最初のころから、その定義づけがあいまいだというふうなことにこだわっているのは、そこにもゆえんがあるんです。別に言葉遊びをしているわけではないんです。その辺、もう少し全体の進め方も含めて、私は何か危惧しているんです。ほんとうに5月、6月で全部まとまって、堂々と10月に試験稼働に入れるのか。そのためには、D委員が提案されたように、もし疑わしきがあった場合、罰せずではなくて、疑いがあるときは即対処する。それで、その対処するためには要綱はこのように決まっていますということを示せるようにしてほしいんですね。何かあってから、さあ、みんなが集まって、どうする、こうするといったら、ほんとうは被害を受けたほうは苦しむだけです、そういうことがあってはいけないから、地元協議会をやって、事前にヒアリングをして、いろんな疑問点をあわせ持つて、それからこの周辺はごみに対していわゆるごみ焼却に関しては協力するわけですから、迷惑施設なんです。くれぐれも小金井のように住民エゴとか、そういうことで取られると非常に困るのだけれども、もっと前向きにいけるようにしてほしいんですよ、事務局側のほうが。私はそういうふうに思います。

b 副会長 : 会議録につきましては、次回に出せるような形で、今回も2回分、結構ハードでしたけれども、頑張りましたので、そのような形でさせていただきたいと思います。また、進め方のご意見は、今までも何回かここでもやった中で、一応第4章まで伺った上で、それについて考え方を示していくという、一応5月、6月という形で今お話がありましたけれども、そういうような形で進めさせていただきたいと思います。そして、課題点については、必ずその次の回にこのような表で出して、方向性についても出せるところまで出させていただきますので、それについてはこのような形で進めさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

a 副会長 : 今のF委員の疑問は、こういう新しいやり方になったときに大分議論して、会長とも私は話しているわけですがけれども、やっぱりこのまとめですね。これが新しい議事の仕方の答えなんだということで、事務局も頑張ってもらおうように一層進めたいと我々会長ともども思っております。でないと、これがあまりにも短文で方向性がわからないというような疑問を委員の方が持たれることというのは、やっぱり大変不幸なことだと思うので、

精いっぱいその辺は会長ともどもふじみ衛生組合にはつきり方向を示すものは具体的に書いていく。そして、これももう取り組まなきゃならない、行政上の文句ではなくて、そういうはつきり意思を持った文章をなるべくつくっていただいて皆様に提案する、そういうことを会長ともども進めていきたいと思っております。

こういう中で、幾つか重要な課題が出てきて、ほんとうに5月、6月で晴らし切れるのかという心配は我々もあわせて持っておりますので、どうぞその辺もご理解願いたいと思います。よろしくお願ひします。

- 委員 : 2つ問題点がございまして、1つは10条です。先ほどD委員が貴重な資料でいろいろご検討されたと思うのですけれども、ここにおいて専門組織という問題なんですけれども、専門組織の権限をよく読んでみたらないんですね。専門組織を設置する。その内容は、健康被害防止及び運転の監視を行うため、それだけなんです。それで実際に稼働関係を運営するのは第12条で、乙は可燃施設稼働において自主規制値を超えた場合停止するというふうに書いてありますので、自主的に乙がそれを行うと。

そうしますと、先ほどD委員が言われたように、専門組織を別に決めるって、大分権威ある先生と経験のある先生を構成しないとだめだ。そうすると、1つの心配は、予算措置をしなくちゃいけないのではないかと。高給な方がかなり来て、専門的にやりますと、どうしても会合が月に何回か、年に何回かやると、その辺の費用はかなりかかると思いますね。だから、そういったメンバーの構成についてどのようにお考えになっているか。

それから、単なる専門組織で監視だけでデータだけ読んでいけば、例えば原発事故においても、原子力何とか委員会となって、何の機能もしてないんですね。権限も何もなくて、ただ、これはだめです、あれはだめですと言っているだけなんです。だから、私がここで提案したいのは、専門組織があったら、その専門組織の具体的な機能、権限、これをやはりつくっておかなくちゃいけないのではないかと、これが第1点でございます。

第2点は、もし必要であれば、そういう人たちの専門組織にかかわる予算措置をやっておかなくちゃいけないのではないかとということが第2点でございます。

それから、第14条で私はたびたび申し上げているので、施設の稼働だけではなくて、先ほどほかの委員から出ましたけれども、例えば事故が起

きた場合、それを究明する立証責任、例えば補償すると、裁判ざたになって立証責任というものが出てくるんですけども、それは大変なんですね、被害に遭った方は。だから、それはあくまで現状の損害賠償の中で誠意を持ってその対応も検討して、原因を究明していただくということで、ここに書いてありますように、施設の稼働だけではなくて、あらゆる問題に対して事故が発生した場合ということをぜひご検討していただきたいと思います。

b 副会長 : まず専門組織について、今原案の中で書いてあるように、例えばという例示のところでは今は示させていただいておりましたけれども、今のご意見等もございますので、どういう形がいいかというのは、また十分検討させていただきたいと思います。

また、立証責任等については、14条の部分とのかかわりがあると思いますので、今はご意見として承っておきます。

B 委員 : この専門委員会っていずれつくらなくちゃならんと思うのですけれども、この間、武蔵工業大学の青山先生か、講演がありまして、2億円の資料を持って来るから、1回何万円いただきたいというような、所沢の焼却場の保証人でお話がありましたね。a 副会長さんが司会をやって、2時間ばかり講演を受けたことがあるんですけども、えてして報酬を出したところに偏った回答を出すのが多いんですよ。委員会そのものもそうですよ。だから、そういうことのないような、フランクなごく常識的な委員会になると思うのですけれども、なかなか給料を出していたほうにどうしても回答はいく傾向が多いわけですよ。世間もみんなそう認めているわけです。

だから、この専門委員会ですべてを処理するというのはどうかなと。この中に住民代表とか、あるいは市長さんとか、そういう行政組織の人を入れたほうが、学者よりもかえって公平な、いわゆる社会的責任のある人、市長さんとか、副市長でもいいですよ、そういうような人をやって、なるべく市民のために活躍してくれるような委員を選んだほうが私はいと思います。

それで、我々がふじみ衛生の反対の会を結成したときにいろいろお願いしたんですけども、地元検討委員会とか調布にも立ち上げたんですよ、我々に対してね。そのとき何をやったかということ、多数決はとらないという約束をさせたんです。自分たちがお金を出して、自分たちの先生にやっ

て、多数決をやられたら、お金を出したところに結論がいくに決まっているんですよ。だから、そういう検討委員会はやめたほうがいい。むしろ行政職員とか、副市長さんとか、いわゆる市民のために働いている人、あるいは議員さんでもいいと思うのです。そういう人に入ってもらって公正な検討委員会をやってもらったほうが私はいいと思います。

E 委員 : 専門組織というのは要らないのではと思います。監視組織は必要です。監視組織というのは、地元協議会とか関係者の代表の集まりみたいなものでいいと思う。その中で、例えば先ほどの杉並病とか、そういうふうな健康被害だとか、調査をしなければいけない場合は、専門家に調査を委託するとか、そういう形がいいのではないかと思います。この監視組織というのは、どちらかという、例えば第2条の2に書かれていますように、何かあったときに、安全に設備を正常にしましたよと、その確認を報告するといえますか、評価する組織なので、それが大学の先生を頭にした偉い組織を作っても、実際問題としては、それは機能しないといえますか、活用できないだろうと思う。もっと迅速にするという意味では、地元のいわゆる協議会の代表とか、それから組合、当局の代表とか、そういう者で構成し、その中で健康問題とか、専門的な調査をするときには、そういう専門の人に委託するというふうな形でいいのではないかというふうに思っています。一つの意見として申し上げます。

それから、別の内容ですけれども、第12条で、いわゆる自主規制値を超えた場合の対応、例えば基準値を超えたら、炉をとめることが書かれています。これは当然だと思うのですけれども、これはいわゆる通常運転での異常対応です。通常の操業をしているときに出了異常です。もっと大きな異常があったとき、今想定できないかもしれないけれども、想定外のような異常があったときどうするのか。もっと違ったような大きな異常、例えば、今年の東日本大震災のようなこととか、そういう想定外の異常にはどういう対応をするのか、住民への通知や避難をすぐしてもらわなければいけないとか、そういうふうなことに對してどういうふうな対応をするのかということも、考えてもらいたいと思います。

特に、地域住民環境に大きな影響を及ぼすような災害とか、事故だとか、そういうときにはどういうことをするのかということをやむを得ず検討しておいてもらいたいというか、監視とはちょっと違うかもしれませんが

も、関連しているので、ぜひ入れてもらいたいというふうに思いました。

協定書の課題の中で、第7条で測定結果をどう評価するのかというのを、第3章の中であわせて検討しますという回答になっているので、私がこの3章のときにそういう案が出てくるのかなと期待していたのですがけれども、回答が出ていない。次回でもいいですから、出していただきたいなと思います。

b 副会長 : まず前段の専門組織、監視組織につきましては、今ご意見をいただきましたので、先ほどの何人かの皆様からいただいた意見とあわせて参考にさせていただきながら検討させていただきたいと思います。

B 委員 : それは、いつ出してくれるんですか。

b 副会長 : それは課題点の整理と、それから、それに対する方向性ですから。

B 委員 : 次回に出してくださいよ。

b 副会長 : 次回のところで、その課題の表の中に入れさせていただきたいと思います。

それから、想定外の異常というのが、今どのようなものがあるかというところの、いわゆる地震だとか、そういう部分の関係とか、それも通常の、この自主規制値を超えた場合というのは、ここのおり、超えた時点でその炉については停止するという、それはここに書いてあるとおりでございますので、想定外についても勉強させていただいて、今の意見のところであらうものがあるということであれば、逆に具体的にこういうのが想定外ではないかというのがあれば提案いただければと思いますけれども、私どももちろん検討しておきます。

B 委員 : 深夜便を三鷹市役所は、今三鷹駅南口周辺をやっているわけですよ。収集車が夜中に来るというのをどうするんですかという、これはペンディングになっているんです。検討しますで、終わっているんです。回答をもらってないんです。それが1点ね。

ほんとうに8時から5時で終わるんですか、6時で終わるんですか、搬入車は。それにひっかかるんです、やっぱり。その2点ね。はっきりしてもらえばいいんです。次回ちゃんと言ってください。

いいですか、2つ言いました。それから、さっき言った中間の、バックで、灰ピットをバックに入れて持って行って、いつの間にか、西から、真ん中から東へと。今は見える、真っ直ぐ。あれを真ん中を閉めますって

JFEさんは言っているけれども、だれもいないところであそこをあけてしまう人もいるかもしれない。我々は監視できませんから、立ち入り禁止ですから、我々はいれませんがね。だから、勝手にやって、勝手にこっちから灰ピットの車は入れるんですから。これが3つ目。

まだいっぱい、さっきのにおいの問題も、きのうさんざん事務長とやったけれども、あれは何もしないで1万立米ほうり出しているんですよ、においを取らないで。だから、けしからんときのう怒ったんです。そういうことを我々は監視できないんです。データもないし、見てもいないし、ずっとあけっぱなしじゃないですか、あのシャッター。私はいっぱい持っていますから、100枚くらい写真を持っていますから、いつ撮ったってあいています。

いや、いいですよ、立場を考えれば、私だってそういうことをやるかもしれない。だけど、うそは言わないですよ。あけていますと言いますよ。それを年4回やったから、においは出しませんなんて言うから、私は怒るんですよ。年に4回やったからにおいはありません。それは確かにそうです、その証明書がついているんだから。でも、作業を中止してはかったら、においなんか出ないですよ、疑えばね。

そういうふうに5つぐらい疑問をふって回答がないのがあるんですよ。だから、そういうのをちゃんと表にして出してくださいよと、さっきあなたが次回出しますと言ったら、表をつくって皆さんに配ってください。

b 副会長 : 協定書に関してということだとは思いますが、今いただいた意見の中で、別途お答えできるものがあれば、もちろんそのような形で、この協定のこととは別にお答えさせていただければと思います。

B 委員 : 深夜便はやめると言えば、それでいいですよ。

b 副会長 : これは三鷹市の問題でもありますので、ちょっとふじみでは、回答できません。

B 委員 : 2年になるけど回答をもらってないですよ。検討してください。

C 委員 : 私から話させていただきます。回答をもらっていないというふうにB委員がおっしゃいますが、あのときもそうなのですから、騒音が出る、絶対うるさいはずだというふうにB委員がおっしゃいましたので、車が夜の12時ごろから朝の3時ごろまで入ってくるわけですから、そんな車両の台数も多くはありませんし、それで、騒音がほんとうにB委員が寝

られないような状況になるかについて、ぜひ実際にやらせてくださいという
ことでお答えしているはずですが、ペンディングになっているのではなくて、
必ず実車でやらせていただいて、やっぱりこれは寝られないから大変
だということであれば、それは……。

B 委員 : おやめになったらどうなのですか、調布はやってないんだから。

C 委員 : 私どものほうで、いわゆる夜間早朝収集というのを駅前地区でやって
おりますので、それをぜひ実際に走らせていただいて、そして……。

B 委員 : そうというのは、自分勝手だということです。

C 委員 : そのときに、B委員が、もしそういうことであれば、またおっしゃっ
ていただければと思います。

B 委員 : 承知しません。6メートル離れて、しょっちゅうあけられたらたま
ったものではないですよ、しかも、丑三つ時です。拒否します。

会 長 : 第3章を進めたいと思います。

D 委員 : 先ほどE委員からお話のあった第10条の件なのですが、この第10条
に書かれている地域住民の健康被害の防止のための専門組織と、運転の監
視を行うための専門組織が、同じ述語に繋がっているからわかりにくい
のですが、両者は全く似て非なるもので、これはメンバーも機能も、みんな
違うということ。それで、私が提案したのは、あくまでも地域住民の健康
被害の防止のための専門組織として、E委員も設置には同意されている
ので申し上げることはないのですが、この専門組織は健康異常が起こってか
らつくるのではなくて、起こる前に準備しておいてくださいということが
最も大事なので、それを強調していただきます。

それから、運転監視のために行う専門組織についてですが、ぜひ調べて
報告いただきたいのは、東京都で水銀汚染があって、何カ所かの清掃工場
がとまっていますね。いずれ再開になると思うのですが、その再開はど
ういうプロセスで、だれの判断で決定されるのかこれが、我々の専門組織
の運営に参考になると思うので、ぜひ調査をお願いします。私は、掃除を
して水銀が系内になくなったら、それでよしとするんだろうと思います。こ
れは、技術的に可能ですが、ごみピットのほうはどうするのか。ごみピッ
トに水銀が残っていたら、また同じことになるわけですね。ごみピットま
で全部きれいにするのか。そのごみはどうするのか、だれがどういう判断
をするのか非常に気にしております。そういうことも含めてお調べいただ

けたらと思います。

A 委員 : 皆さんの議論を聞きながら思いついたというか、感じていることがあるのですが、監視体制と、D委員の疫学調査をする調査委員会のような、私は、14条の乙の責めに帰すべき事由というのは立証が大変ではないかというふうに申しあげましたけれども、この項目では、例えば10条の専門組織と、損害賠償にかかわる調査委員会、2つのものを立てるようにしたら合理的に協定書ができるのではないかという感じがして、乙の責めに帰すべき事由は、次の云々で第2項を設けて、D委員提案を盛り込んでいくというふうな考え方も一つの案かなと思いつきましたので、これからの検討の参考に、そういう意見も含めていただければと思います。

会 長 : ほかにございましたら。出尽くしましたかね。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

会 長 : それでは、第3章の課題についてはこの辺で終わりということで、その課題については、事務局で整理して、次回出させていただければと思います。次回は第4章に進みたいと思います。

4 その他

(1) 新ごみ処理施設建設工事進捗状況について

G 委員 : 事務局のほうから新ごみ処理施設建設工事の進捗状況について、パワーポイントを使いながらご説明をさせていただきたいと思います。

H 委員 : 工事は順調に進んでおりまして、ただいまのところの工事の進捗率が約62%まで来ております。前回、2月のときの地元協議会、このときの進捗率が52%でしたので、約1カ月で10%、相当な勢いで工事のほうは進んでおります。この進捗の大きな要因ですけれども、プラントの機械、あるいはプラントの電気などの設備関係の搬入、据えつけが終わったということが大きな要因です。

次から写真に行きます。今私たちはここの現場事務所におりますけれども、こちらから現場のほうを写した写真です。

建物、北西の方角から建設現場を見たものでございます。3月13日、最終的なコンクリートの打設が終わりまして、いわゆる躯体部分の工事が3月13日で完了いたしました。いわゆる棟上ということでございます。今後は、まだ仮設のタワークレーン等はございますけれども、残りの機械

を搬入いたしますと、真ん中にございますこのタワークレーンは、5月の連休ぐらいになりますと、もう解体・搬出、屋根工事等も進めていく、そういう状況になってきます。

これが1階正面、プラットホームの入り口方向を写した写真になっております。このような状況で、ちょっと前までは足場等がかかっておりましたけれども、これもすっかり外れたということでございます。今度、入り口のほう、逆の方向から撮った写真がございます。奥の明るいほう、こちらのほうからパッカー車が入ってまいります。この明るいところに自動ドアがございます。手前のほうがプラットホームの内側になるのですけれども、こちらについてはシートシャッターがあります。臭気対策のために、どちらかのシャッターがあいている場合には、両方一緒には開かない、そういうような臭気対策をしております。

それから、この床面にシートが張ってございますが、この下に計量機が入ってございます。

続きまして、プラットホームをもう少し内側に入った写真がございます。このような形で、内部、足場等がすっかり外れてきれいな状況になっております。奥に見えます明かり、向こう側からパッカー車が入ってきまして、投入の扉が5門、それからダンピングボックスという持ち込み車のごみを受け入れる投入口、これが2つございまして、合計7カ所でごみを入れるという、このような状況になっています。

続きまして、今度はプラットホーム、出口側を見た写真でございます。ここに赤丸で囲っている部分のございます。こちらが車が出ていく出口です。ちょっと見づらいかもしれません。ここの部分が自動ドアがございます。パッカー車が近づくと自動ドアがあいて、エアカーテンと書かれている、この装置、こちらから空気を吹き出して臭気対策をするというものでございます。

今度プラットホーム、出口側から撮った写真です。奥にちょうど車が見えますけれども、パッカー車は奥からきて、右折して、写真上左側のほうに行くという、出口側でございます。

前回、B委員から質問いただきましたので、現場の確認写真でございます。今の写真に映っていたものを図面に落としました。幅が4メートル、高さが4.3メートル、赤丸で1、2、3、4、5、6とふってございます

が、これがエアカーテン用のファンになっております。ファンを横から見た、この右下にあります。ファンは上下に3台ついております。これが横向きに空気を吹き出すということでございます。

B 委員 : ぶつけるんですな。

H 委員 : ぶつけます。この上部に書かれているのが平面図。

B 委員 : 秒速何メートルですか。

H 委員 : それも後ほど説明します。図面の上側が内部、下側が外部となっております。こちらの1と1'と書かれているところ、ここが自動ドアですね。このドアが開きますと、ここの四角い、こちらはエアカーテンの装置になっていきますけれども、ここから空気をこういうふうに横向きで吹き出して、ぶつけて、臭気を外に出さないという仕組みになってございます。

こちらがエアカーテンの仕様でございます。風量につきましては、毎分640立方メートル、平均の吹き出し風速でございますが、秒速12メートル。電気を電源にしております、消費電力が約3.5キロワット。こちらデータにつきましては、ファンが6台ございますので、6台全部使ったときの数値でございます。このようなエアカーテンをつけてございます。

ちょっとこの表を見てください。ファンが6台同時に稼働しますと、1分間に640立方メートル、風速については秒速12メートルということでございます。

続きまして、こちらは1階、第1電気室というところの写真を撮ってございます。このように前回の2月のときはございませんでしたけれども、電気のファン関係の搬入が終わってございます。このような形ですね。電気製品も今月に入って搬入、据えつけが終わってございます。

続きまして、今度は2階に移りまして、この赤で囲ってありますが、見学者の通路になっていきますけれども、これを拡大したのがこのL字型のところですが、写真を撮る今度は第2電気室と書かれているところを撮ってきました。こちらが第2電気室、もう扉の設置も終わっています。内側を見ますと、このように配電盤と言いますが、この電気の盤の搬入、据えつけが終わっています。今後、ちょっと床の下というか、床のところがあいていきますけれども、上は施設フロアというふうになってございますので、ここからケーブルが各機器へ伸びているということでございます。

続きまして、3階、ここにふじみが将来入ります事務室がございまして。

この奥には大研修ホール。前回もご説明しましたけれども、将来、地元協議会もこの研修ホールを使って行おうと思っています。現在の状況ですけれども、もう床も柱も、上の天井も全部でき上がって、今後は内装工事ということで、間仕切りの工事が始まるということでございます。

続きまして屋上、今の写真はこちらの事務室、この辺のちょっと右側から撮った写真でして、今度は屋上になっています。屋上もこのようにすべて完成しております、この部分については、屋上の緑化をして、一番奥のところには太陽光のパネルを設置する予定でございます。

続きまして、ちょっと大物の搬入が最近ございました関係で、写真を撮ってきております。ごみクレーンのバケット、それからごみクレーンということで、これがごみクレーンのバケットですね。これで今見えているところが、ごみピットになっているんですけども、このバケットで、1つかみ、最大3.5トンぐらいつかめるというバケットでございます。これが先週搬入がございました。

それから、これは3月29日、きょうの午前中ですけれども、ごみクレーン本体の搬入ですね。人の大きさと、この黄色いクレーンを見比べていただくと、よくわかると思いますが、かなり大きなものでございます。これに先ほどのバケットがぶら下がって、縦横に動いてごみをつかむというものでございます。これが搬入状況です。ごみピットの上部からつり上げて中に入れていく途中ですね。こちらが1号機、こちらが2号機と2台ございます。これが本日の午前中の作業状況でございます。以上が、工事の進捗状況の報告です。

B 委員 : 質問したいのですが、さっき4メートルの4.3ですね。秒速12メートルですね。計算できますね。

ところが、12メートルで中へぶつけますね。すると、外から吸い込んで中へ押し込みますね。加圧しますね。どのぐらい加圧するのですか。

所沢が全く同じことをやっているのです、両方からね。あれは6台ありますけれども、外の空気を吸って中へ押し込んでいるわけですよ。そうすると、加圧していますね。加圧した空気はどこへ抜けるのですか。

入るほうは、どちらか閉まっているから、あまり移動ないですよ。出るとしたら、もう出るほうですよ。36メートルあるんでしょう、あいているからね。だから、どのぐらい加圧しているのですか。

- H 委員 : 図面で説明をいたしますと。空気の流れはこちら側が外壁面、ここにガラリというのがございます。
- B 委員 : どこにあるんですか。
- H 委員 : 両側にガラリです。
- B 委員 : 外とつながっているのですか。
- H 委員 : これは外です。こちら側、これで囲まれている部分がピットの内部、これより上の部分が内部です。こちらが外壁面になっています。ここにガラリというのが切ってございまして、このファンが回りますと、外からの空気をこういうふうに吸い込みます。それで、ファン、この絵で言うと上部が吸い込み口になっていますので、空気は上を回って、ファンを経由してぶつけるということです。
- B 委員 : 中へ押し込むわけだね。それで加圧しますね。
- H 委員 : 中自体は基本的に燃焼の空気ということで、押し込み送風機というのがございまして、空気を送っています。
- B 委員 : どこから押し込んでいるのですか。
- H 委員 : ごみの燃焼のために臭気まで炉で燃やそうという考えがございまして、当然その押し込み送風機というのを回しますと、外から空気を取り入れないといけないんですね。ですから、プラットホームの外壁面にガラリがございまして、ファンが回りますと、そこから常時内側へ空気を引っ張るということですね。ここで、エアカーテンでふいた空気も、基本的には内側へ行くという考えでございまして。
- B 委員 : だから、ガラリから入る空気と燃焼室へ送り込む空気と、送り込む空気のほうが多いんでしょう。多いから負圧がかかるんでしょう。
- H 委員 : もちろん外気を吸い込んで、燃焼空気を引っ張っていますので、外気よりはもちろん高圧になります。
- B 委員 : 燃焼して送り込むほうが量が多いんでしょう。
- H 委員 : そういうことです。
- B 委員 : 計算もできるんだね。
- H 委員 : 今、手元にはございませんけれども、計算のもとにやっております。

(2) 次回日程

- 会 長 : 次回の日程ですね。次回は、4月26日、木曜日で決定しておりますの

で、次々回の日程なのですけれども、事務局から提案があればお願いいたします。

事務局 : 次回は4月26日でございます。これから市報掲載等の都合もございまして5月の日程を提案させていただきます。5月のやはり下旬でございます。5月28日、月曜日か30日の水曜日でお願いをしたいと思います。

(日程調整)

会 長 : 次々回は、5月28日、月曜日ということで、お願いしたいと思います。なお、次回は4月26日ですので、お間違えのないようお願いいたします。

また、先ほどの次回に出す協定書の課題、今回のまとめですね。今日の協定書の課題ですけれども、もっと詳しくというF委員のご指摘もございましたので、なるべく詳しく出せるところは出すという形で進めていきたいと思っておりますので、事務局のほうもよろしくお願いいたします。

会 長 : これで閉会とします。この後、事務局より報告があります。

20時22分 散会